

## 再整備について

＜今後のスケジュール＞  
→R3年8月初旬に公募開始予定

### ○公募設置管理（P-PFI）制度

- 飲食店等の収益施設の設置と、収益施設から生じる収益を活用してその周辺の広場・園路等の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定するP-PFI制度を活用

(再整備内容)

施設区分	整備内容
公募対象公園施設※	①江坂花とみどりの情報センター内 収益施設
特定公園施設	②江坂公園駐車場機械設備撤去等・駐車場新設 ③便所撤去・更新 ④休憩所撤去・更新 ⑤木製遊具撤去・遊具新設 ⑥江坂図書館改修(拡充) ⑦江坂花とみどりの情報センター跡改修(パークセンター) ⑧江坂花とみどりの情報センター跡改修(休憩・交流スペース)

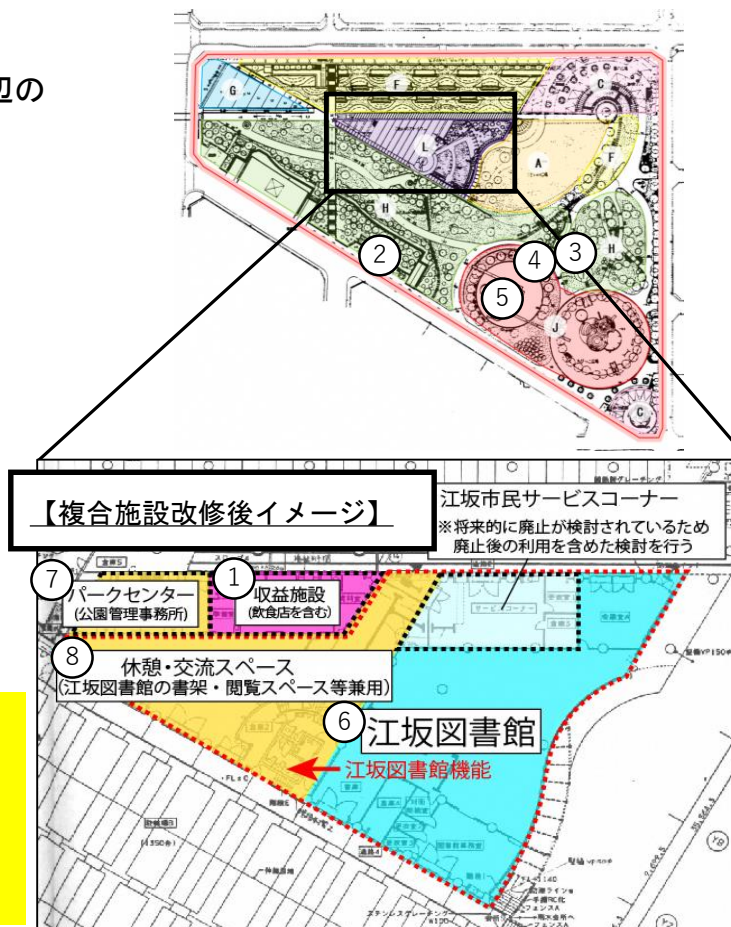
※内容は必須提案のみを記載しており、記載外の任意提案可(建蔽率制限あり)

(主な留意点)

- ・立地特性をふまえた、質の高い空間・機能デザインを求め、配点の重点化を図る。
- ・ポプラ並木の保全など、自然環境や景観に配慮した提案を求める。
- ・複合施設改修後イメージは右図のとおりとするが、図書館の拡充及び管理機能の集約化を図るため、パークセンターに限り、施設内への設置を必須条件とする。
- ・遊具の更新については、インクルーシブデザインに配慮した提案を求める。など

(費用)

- ・公募対象公園施設：整備費は、全額事業者負担  
使用料は、設置許可 2千円/㎡・年、管理許可 4千円/㎡・年を最低額として市へ納入
- ・特定公園施設：整備費は、一部市負担 上限額 307,000千円(9割以下)  
事業者が整備後、無償で市へ寄付を行う



(P-PFI制度 イメージ)



※公募対象公園施設  
事業者が設置する収益施設

※特定公園施設  
市と事業者が出資し、再整備を行う施設

※利便増進施設  
P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域による催しに関する情報を提供するための看板、広告塔

## 管理運営について

### ○指定管理者制度

- 拠点的な公園施設である江坂図書館を含む指定管理とすることにより、一体的な管理運営を行う。(市内事例：健都レールサイド公園)

(区域)

- ・江坂公園全体 ※江坂市民サービスコーナー、駐輪場を除く

(内容)

- ・公園及び図書館の維持管理、運営に関する業務全般 ※図書館の司書業務を除く

(留意点)

- ・公園と図書館の一体的運営にかかる提案を必須条件とし、配点においても重点化を図る。
- ・行政、市民、ボランティア等の関係者で構成する公園協議会を設置することとし、指定管理者が事務局を担う。

(費用)

- ・管理運営費用は、全額市負担とする。
- ・民間の創意工夫を活かした自主事業については、積極的に求める



再整備・管理運営の連携による相乗効果を発揮させるため、一括して公募を行う  
(期間：5年以上20年以内)

指定管理料：上限額		合計
R4年度 (2022年度)	R5～23年度 (2023～2041年度)	
53,369千円	71,159千円	1,405,390千円